

議第43号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第16号を次のように改める。

(16) 銃器等犯罪捜査従事作業

第4条に次の2号を加える。

(19) 逸走家畜取扱作業

(20) 放置違反金等徴収作業

第6条第15項第1号中「銃器と」を「クロスボウ（以下この項において「銃器等」という。）もしくは銃器等と」に改め、同項第2号、第4号および第5号中「銃器」を「銃器等」に改め、同条中第18項を第20項とし、第17項の次に次の2項を加える。

18 第4条第19号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とする。

19 第4条第20号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき550円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第16号および第6条第15項の規定は、令和4年3月15日から適用する。